

## 住宅省エネリノベーション促進事業

## 高性能建材での省エネ改修を支援

## 概要

省エネルギー性の高い高性能建材を用いた改修に対して補助が行われます。

高性能な窓、サッシ、断熱材などを用いた、住宅の所有者などによる断熱改修を支援します。

戸建住宅においては、断熱改修と同時に高性能な家庭用設備（家庭用蓄電池や高効率給湯設備など）を入れ替える場合、この設備の導入費用も支援します。

これだけ  
お得です!!

## 参考(2015年度補正予算事業)

以下の補助率または補助金の上限額のいずれか低い金額。

対象製品	補助率	補助金の上限額
高性能建材	補助対象費用の1/3以内	150万円/1戸
蓄電システム	定額5万円/kWh	補助対象費用の1/3 または50万円のい ずれか低い金額
高効率給湯機	補助対象費用の1/3以内	15万円

## このような製品が対象です

参考(2015年度補正予算事業)

- あらかじめSIIに登録されたガラス、窓、断熱材の登録要件。

ガラス	熱貫流率が2.33以下の製品、ほか
窓	熱貫流率が2.33以下の製品(ただし、内窓の場合は外窓とあわせて熱貫流率が2.33以下であること)、ほか
断熱材	熱電導率が0.041以下の製品、ほか

このような方が利用できます  
参考(2015年度補正予算事業)

下記のいずれかに該当する方

- 戸建て住宅・集合住宅（分譲）の所有者。ただし、住宅が下記の条件をすべて満たす場合に限る。
    - ・申請者が常時居住する住宅であること（住民票に示す人物と同一であること）
    - ・専用住宅であること（店舗などと居住部分が同一住宅の場合、エネルギーを分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること）
    - ・申請時に申請者自身が所有していること
  - 集合住宅（分譲）の管理組合または集合住宅（賃貸）\*の所有者。
    - ・集合住宅（賃貸）の場合は、1戸からの申請も可
    - ・集合住宅（分譲）の場合は、下記A、Bの条件をすべて満たす場合に限る
      - A 原則、集合住宅の全戸を改修すること
      - B 改修する住戸に常時居住する住民がいること
- \*社宅などを含む
- 転売物件（戸建て住宅・集合住宅（分譲））を購入し、所有を予定している人。ただし、下記A、Bの条件をすべて満たす場合に限る。
    - A 申請者は購入後の所有者とし、交付申請時には売買契約が締結されていること
    - B 「補助事業実績報告書」提出時に、住宅住所の住民票が提出できること

2017年2月末時点の情報で、内容が変更になる場合があります。  
最新情報は、リモデル.jpにてPDF版をダウンロードしていただけます。(2頁参照)

制度の詳細 一般社団法人環境共創イニシアチブ  
<https://sii.or.jp/>

